

明廿

十月八日

去月廿九日帰京以来一日之晴天無之鬱屈極候

過日ハ新□之地所ニ付キ御問合被下早速御返詞可差上之処北海道之旅行思之外ニも長引帰京後も騒敷世之中且留主中拙者之帰京迄とて滞置れたる公私之用事多分ニ有之為メ延向致候(ナニヤ)直段ハ隨分安き様ニ被思候得共時相場故不得止所有し居候ても格別所得無之候得ハ壳扱之事と母と談合致置候阪本とも御談合之上可然価段ニ御払被下度候壳方之□ニテ責テハ六十円以上なれハと思居候へは時価なれハ幾位ニてもよろしく候横田にても愈恰好之借家ありて引移りたる趣御互ニ安心ニ御座候妹波義も好縁ありて前橋住高瀬四郎と申仁ニ嫁く積り相談極り近日婚礼を執行答ニ候家内一同大悦寵在候尚結局後ハ改て為御知可申候試験ハ定て首尾能被為済たるならん御安心ニ候北海道ニハ致る所ニ南部之人あらざるハ無中ニハ根室之柳田藤吉の如く全道ニ一二を争ふ者も有之何となく愉快ニ覚候札幌着日ニハ同所在住之旧南部藩人親睦会之初会あり是非臨席致セとの事故參り見候処七十人計り商人官吏農家種々雜多打交り居中ニハ池田俊治米田太郎

治杯珍數人々有之又佐藤昌介一条忠郎鴨沢の眼杯懇意之輩もあり旅行の疲を押て臨たる丈之樂み有之候増毛より陸路宗谷を周り海岸通り根室迄西洋鞍ニ跨り日二十六七里宛十余日引張られたるにハ殆ト辟易致候桜馬庭之御貸馬以来無縁之馬ニ加ふるに尻を据たる事なき西洋鞍と成た故婆婆ニ出て以来初て旅の憂を識抜候道路ハ悪いと云へハ無涯寧ろ無と云ふ方適當なる次第到底彼地を踏たる人ならぬハ語る可らず解す可からず併御蔭ニて身体少々壯健ニなりたる様被覧候阪本氏へも宜しく御伝語被下度候

縁君

武夫

(封筒表)

「陸中盛岡外加賀野

(消印1) (消印2)

山 本 縁 殿

(封筒裏)

「東京飯田町三丁目拾五番地

菊 池 武 夫」

(消印1)

「神田・東京・二〇・一〇・八・ヌ」

(消印2)

「盛岡・二〇・一〇・一一・ハ」